

仕様書

I. 件名

大学発ベンチャー表彰 2020 に関する動画制作業務

II. 業務の目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「発注者」という。）は、2014 年度より国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）とともに、大学等の成果を活用して起業したスタートアップのうち、今後の活躍が期待される優れた企業を対象に大学発ベンチャー表彰（以下「AAS」という。）を行っている。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で AAS2020 の表彰式が中止となったため、受賞企業を紹介する動画を制作し、情報発信することにより、AAS 及び受賞企業を広く社会に周知することを目的とする。

なお、AAS2020 は 6 賞あり、発注者及び JST で 3 賞ずつ分担して各受賞企業の動画を制作する。また、制作した動画は、AAS の Web サイト (<https://www.jst.go.jp/aas/index.html>) 及び AAS に関連する機関の Web サイトへの掲載、インターネット（YouTube 等）上での永続的な公開、発注者及び JST 関連イベントでの上映、受賞企業の営業活動等での利用を予定している。

III. 動画制作対象

受注者は、以下の 3 賞の受賞企業を対象とし、受賞企業個別の説明動画（各 210 秒程度）を日本語で制作すること。

項番	賞の名称	対象企業数	取材地
ア	経済産業大臣賞	1 社	東京都千代田区
イ	新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長賞	1 社	東京都港区
ウ	アーリーエッジ賞	1 社	千葉県柏市

IV. 提供物

各動画に挿入する共通のイントロ（「AAS2020」全体の説明）及びエンディング動画（合計 30 秒程度）を発注者から提供する。提供日については、本契約締結後、発注者と調整すること。

V. 業務の詳細

受注者が実施する業務の詳細は以下のとおり。受注者は、AAS2020 の趣旨を十分理解したうえで動画制作を行うこと。また、別途 JST が契約する「大学発ベンチャー表彰 2020 に関する動画制作業務」による動画制作と、必要に応じて連携、協力等を行うこと。

1. スケジュールの作成及び進捗管理等

受注者は、以下のとおりスケジュールの作成及び進捗管理等を行うこと。

(1) 本契約締結後 3 営業日以内にスケジュール案を作成し、発注者の了承を得ること。

- (2) スケジュールの内容に即した進捗管理を行うこと。
- (3) スケジュールは業務進捗状況に応じて更新するとともに、2週間に1回程度、発注者に更新したスケジュールの報告等を行うこと。
- (4) スケジュールに変更が生じる場合は、変更理由と対応策を発注者に報告し、発注者の了承を得ること。

2. 人員の配置

受注者は、以下のとおり人員の配置を行うこと。人員の選定及び人数の確定には発注者の了承を得ること。ただし、(1)、(2)、(3)及び(5)の人員については、科学又は科学技術の話題を扱う動画の企画及び制作に関する業務経験のある者を配置すること。また、各人員の兼任は可とする。

(1) 統括責任者

1名配置すること。本業務に係る全てを管理監督すること。また、1.の業務進捗状況を把握したうえで、ディレクター、カメラマン、撮影補助者、映像エディター、ナレーター等の制作担当実務者に発注者の意図を明確に伝えて指示することができる者とする。

(2) ディレクター

1名以上配置すること。動画制作の企画を作成・提案し、全ての動画制作業務に対し、発注者及び取材先との調整、取材対応を監督すること。また、発注者の意図を汲んだうえで最適な映像表現を選定し、カメラマン、撮影補助者及び映像エディター等に指示を行い、業務進捗管理を行うこと。また、取材に同行し、原則としてミーティングに出席すること。

(3) カメラマン

1名以上配置すること。取材時に動画及び写真撮影を行うこと。被写体に対して、魅力的に撮影することが可能な技術と実績を有すること。また、発注者の業務内容及び本動画制作の目的を十分理解している者であり、現場での撮影段取りができる者とする。

(4) 撮影補助者

1名以上配置すること。ディレクター及びカメラマンの指示に従い、撮影を補助すること。また、指示に従い適切に対応できる者とする。

(5) 映像エディター

1名以上配置すること。動画編集・データ処理等を行うこと。取材先で撮影された映像素材及び取材先から提供された素材を企画や構成に沿って放映枠の長さに編集し、テロップやCGなどの映像処理、音声処理を効果的に行える技術と実績を有すること。また、発注者の業務内容及び本動画制作の目的を十分理解している者であること。

(6) ナレーター

1名以上配置すること。ナレーション業務経験者であること。

3. 企画・構成の立案及び台本の作成

受注者は、本契約締結後速やかに発注者と協議のうえ、以下を反映した企画及び構成立案を絵コンテ等により行い、発注者の了承を得ること。また、決定した企画及び構成に基づき、取材前に想定される台本（ナレーション原稿及びテロップ案含む。）を作成し、発注者の了承を得ること。

- (1) 制作する動画の冒頭・末尾に、発注者が提供するイントロ・エンディング動画をそれぞれ挿入

すること。

- (2) 制作する動画は、発注者が提供するイントロ・エンディング動画（合計 30 秒程度）を含め、合計 210 秒程度の長さとする。
- (3) 動画の画面のアスペクト比は 16:9 であること。
- (4) 制作する動画は、取材先での撮影素材、取材先から提供された素材をもとに制作すること。また、受注者の保有する専門的な技術や発想を盛り込み、制作物に視聴者を強く惹きつける工夫をし、発注者のイメージを具現化すること。
- (5) 内容の科学的正確性は、原則として取材先への確認により確保すること。
- (6) 解説番組風の演出（レポーターによる解説等）は避けること。
- (7) 専門用語の必要以上の使用を避け、分かりやすい用語、解説により構成すること。
- (8) 説明者、ナレーションのコメントの要点はテロップ（平易な言葉で）表示し、テロップ表示にはコメント以外の情報は最小限にすること。
- (9) テロップは説明者、ナレーションのコメントと関連づけること。
- (10) 取材先から提供された素材は全体の調和が取れるように編集すること。
- (11) 出典情報はコメントと関係なく表示すること。
- (12) 演出上の必要に応じて音楽を使用すること。ただし、オリジナルの音楽（買い取り）又は著作権フリーの音楽を使用すること。全て著作権をクリアしたうえで使用すること。
- (13) イメージを伝える際に取り扱う映像・写真等は、著作権フリーのものを使用すること。具体的な映像・写真等での描写が難しいものについては、CG、インフォグラフィック、アニメーション等を制作し、著作権フリーの音楽・効果音等を効果的に使用して紹介すること。
- (14) 動画中の全ての素材について、発注者、受賞企業等によるインターネット上での永続的な掲載利用を前提として、必要な承諾や権利処理を行うこと。

4. 撮影作業

受注者は、Ⅲ.の動画制作対象について、以下のとおり撮影を行うこと。

- (1) 原則として 10 月中に取材（撮影・収録）を行うこと。ただし、取材先が同期間に対応できない場合は、別途発注者と日程の調整を行うものとする。
- (2) 撮影に当たっては、必要に応じて、撮影前に撮影場所へ行き、取材先と事前打ち合わせを行ったうえで撮影内容及び方法を検討し、発注者の了承を得ること。
- (3) 必要に応じて撮影許可等を事前に取得すること。カメラマンによる撮影を実施し、動画はフルハイビジョン画質以上で収録すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の流行等による移動制限又は自然災害の影響等により、取材先に訪問し、カメラマンによる撮影を実施できない場合は、現地取材に十分に代替となり得る他の方法を提案すること。

5. 動画の編集及び制作

受注者は、以下のとおり動画を編集及び制作すること。

(1) 動画の制作

① 仮編集

取材先で収録した動画を取材先から提供された素材と合わせて編集を行うこと。仮ナレー

ションの状態で作成した動画の見本（以下「ラッシュ」という。）と台本を発注者に提出すること。提出方法は発注者が確認可能な形式とすること。

②本編集

発注者がラッシュを確認後、発注者の指示を踏まえて動画の編集を行うこと。編集後の動画は、取材先に確認し、試写等により発注者の了承を得たうえで、動画及び台本の最終版を制作すること。

(2) ナレーションの制作及び挿入

3. に基づいたナレーションを制作し、動画に挿入すること。ナレーション録音は原則としてナレーターが実施すること。

(3) テロップの制作及び挿入

3. に基づいたテロップを制作し、動画の適切な画面位置に挿入すること。

(4) 動画データの作成

制作した動画のデータを以下のとおり作成すること。

①再生用完パッケージデータ

(a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。

(b) MOV 形式又は MP4 形式（ビットレート 2,864kbps（映像 2,672kbps、音声 192kbps）等とすること。

②編集用白完パッケージデータ

(a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。

(b) MOV 形式又は MP4 形式（ビットレート 2,864kbps（映像 2,672kbps、音声 192kbps）等とすること。

(c) ①の各編集済み動画で、テロップ、ナレーション、BGM 等が入っていないもの。

(5) サムネイル画像の制作

(4) ①の各動画について、YouTube の NEDO チャンネル等に掲載できるように、サムネイル画像を JPEG 形式（1,920×1,080 ピクセル）で制作すること。サムネイル画像は、各動画の視聴を促すもので、動画タイトルが記載されていること。

(6) 動画情報の作成

(4) ①の各動画について、YouTube の NEDO チャンネル等に掲載できるように、動画タイトル、概要文、キーワード等を含む動画情報を作成すること。

6. その他付帯業務

1. から 5. に付帯する業務を行うこと。

VI. 納入物及び納入場所

1. 納入物

本業務における納入物、本仕様書上の掲載箇所及び納入期限は下表のとおり。

全ての納入物は DVD-R に保存し、2 部（正・副）納入すること。

項番	納入物	掲載箇所	納入期限
ア	台本（様式自由。Word 形式。）	V.5.(1)②	2020 年 11 月 30 日（月）

イ	再生用完パッケージデータ	V.5.(4)①	2020年11月30日(月)
ウ	編集用白完パッケージデータ	V.5.(4)②	2020年11月30日(月)
エ	サムネイル画像	V.5.(5)	2020年11月30日(月)
オ	動画情報(動画タイトル・概要文・キーワード等を含む。Word形式。)	V.5.(6)	2020年11月30日(月)

2. 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 イノベーション推進部

VII. 業務完了の通知

受注者は、全ての業務が完了したときは、完了報告を履行期限までに書面により発注者に通知すること。

VIII. 守秘義務等

受注者は、本業務の履行で知り得た一切の情報及び発注者から提供、指示又は預託された情報を取り扱うに当たっては、善良なる管理者の注意をもって、漏えい等防止の取組を行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

IX. その他

1. 納入物に関する全ての知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権は発注者に帰属することとし、受注者は納入物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。
2. 第三者の著作物を使用する場合の著作権の取扱い
 - (1) 制作物に、第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾条件を確認したうえで、無償かつ無制限に使用できるものを優先し、手続等に必要な費用は受注者が負担すること。
 - (2) 制作物に、第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。
3. 納入後1年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから15営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。
4. 受注者の交通費及び宿泊費、人件費、機材及び装備等調達費、運搬費、保険料等の本業務に係る諸経費全てを負担すること。
5. 発注者のシンボルマーク及び名称ロゴの使用に際しては、「NEDO デザインマニュアル」で規定する Adobe Illustrator 形式の電子データを使用すること。
6. 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。